

令和3年度

経済福祉常任委員会会議録

令和3年5月28日

福島町議会

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上、原稿校正は初校よりできなく、誤字、脱字がありましたら、深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、ご了承のうえご判読いただきたくお願いいたします。

福島町議会議長 溝 部 幸 基

令和3年度

経済福祉常任委員会

令和3年5月28日（金曜日）第1号

◎案件

- (1) 調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営について
- (2) 調査事件2 種苗生産等施設整備事業について
(その他所管に関する事項について)
- (3) 意見書の採択について
 - ・新型コロナ禍による米危機の改善を求める意見書
〔陳情団体 農民運動北海道連合会 委員長 山川 秀正〕
- (4) 定例会6月会議後の休会中の所管事務調査について

◎出席委員（6名）

| | | | |
|-----|------|------|------|
| 委員長 | 佐藤孝男 | 副委員長 | 藤山 大 |
| 委員 | 平沼昌平 | 委員 | 小鹿昭義 |
| 委員 | 平野隆雄 | 委員 | 溝部幸基 |

◎欠席委員（0名）

◎委員外議員（2名）

| | | | |
|----|------|----|------|
| 議員 | 花田 勇 | 議員 | 木村 隆 |
|----|------|----|------|

◎出席説明員

| | | | |
|-------------|------|------------|------|
| 町長 | 鳴海清春 | 副町長 | 工藤 泰 |
| 福祉課長 | 小鹿浩二 | 産業課長 | 福原貴之 |
| 福祉課長補佐 | 吉澤裕治 | 産業課参事 | 川合力哉 |
| 福祉課国民健康保険係長 | 澤田元気 | 産業課長補佐（水産） | 石川秀二 |

◎職務のため議場に出席した議会事務局職員

| | | | |
|--------|------|-----------|------|
| 議会事務局長 | 鍋谷浩行 | 議会事務局議事係長 | 福井理央 |
|--------|------|-----------|------|

○委員長(佐藤孝男)

本会議に引き続きご苦労様です。

本日の調査事件は、2件であり、資料等は皆様のお手元に配付のとおりでございますので、ご了承願います。

申し出により、町長の挨拶を行います。

鳴海町長。

○町長(鳴海清春)

本会議に続きまして、ご苦労様でございます。

経済福祉常任委員会の開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には、経済福祉常任委員会へ、ご出席をいただき誠にありがとうございます。

さて、本日の調査事件は、国民健康保険事業の現状と今後の運営について及び種苗生産等施設整備事業についてとなっております。

1点目の国民健康保険事業の現状と今後の運営についてですが、国民健康保険事業については、国の制度改正により、平成30年度から広域化による運営がスタートしてございます。

この度、北海道国民健康保険運営方針の改訂により、令和12年度までに全市町村の保険料率の統一を目指すとの指針が示されましたので、町においても段階的に標準保険料率へ統一する必要がありますので、国民健康保険事業の現状を踏まえ、今後の方向性及びスケジュールなどを報告し、委員各位のご意見をいただきたいと思いますと考えているところでございます。

2点目の種苗生産等施設整備事業については、1月27日に開催の当委員会において施設の概要等を説明をさせていただいたところでございますけれども、その後、基本構想の最終報告がまとまりましたので、改めて基本構想に基づく概算工事費の内容及び今後の産業スケジュール並びに国の制度活用について、ご報告するものでございます。

なお、調査事件に関して、詳しい内容は担当課長より、このあと説明させていただきますので、よろしくご審議をお願いしたいと思っております。

以上で、経済福祉常任委員会の開催にあたっての、挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長(佐藤孝男)

町長の挨拶を終わります。

これより調査事件に入りますが、まず、調査の方法について説明をいたします。

本日は、2件の調査事件がありますが、まず調査事件1の資料の説明を受け、不明な点や疑問な点についての説明に対する質疑を行います。質疑が終了次第、調査内容について説明員と意見交換を行います。意見交換が終了後、説明員の入替えを行い、調査事件2を同様に行います。調査事件2の質疑・意見交換が終了後、説明員には退席をしていただき、休憩をとりまして、休憩中に調査事件ごとに論点・争点の整理を行い、概ねその整理した事項に基づき、委員間の意見交換や討議を行います。その後、最終的な委員会意見のまとめをし、議長に提出することになります。

以上、調査の方法等を説明しましたが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○委員長(佐藤孝男)

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、最初に、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についての調査に入りますが、予め調査内容について、簡単にご説明いたします。

国民健康保険事業の運営にあたっては、道が平成30年度から国民健康保険事業の広域化に関し、国民健康保険の運営に関する統一的な方針として策定した、北海道国民健康保険運営方針に基づいて行われておりますが、この度、同指針の改正が行われ、道より町に対して保険料水準の統一と、統一保険料に向けた考え方が示されております。このような中で、今回、町より国保事業の現状と今後の運営について、資料が提出されましたので、本日はその内容を調査するものでございます。

それでは、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についてを議題といたします。
説明員から資料の説明を求めます。

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

それでは、資料の説明をしますので、1ページをお開きください。

調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営について。

1、北海道国民健康保険事業広域化の経緯についてです。

北海道においては、国の制度改革の趣旨を踏まえ、平成30年度から加入者負担を公平化する目的のもと統一保険料をめざして、北海道及び市町村並びに国保連合会の3者が一体的に国民健康保険事業を運営し、保険料の平準化と広域化を進めております。

なお、広域事業の運営にあたっては、北海道が財政運営の責任主体として中心的な役割を担い、市町村は資格管理や保険税の賦課・徴収などの事務を引き続き担うなど、道と市町村が一体となって、国民健康保険事業を運営しております。

この度、北海道保健福祉部から北海道国民健康保険運営方針の改定内容の説明があり、令和6年度に向けて保険料水準の統一を図り、令和12年度には全市町村の保険料率の統一を目指すこととしております。

2、福島町国民健康保険特別会計の収支状況についてです。

（1）国保特別会計の財政状況について。

広域化となる前の平成29年度及び広域化された平成30年度から令和2年度までの決算額等については、次のとおりとなっております。令和2年度では収支が3,033万4千円、単年度収支では1,774万6千円の見込みとなっております。

①年度別収支状況の表は、平成29年度から令和2年度のとおりとなっております。

（2）福島町国民健康保険事業基金について。

各年度の基金積立額は、次の表のとおりとなっております。財源不足等に対応が可能な額の積み立てとなっております。

令和2年度末では1億3,549万5千円となっております。

2ページをお願いします。

（3）町の保険料率の現状について。

現在の保険料率につきましては、医療分で所得割が11パーセント、均等割が2万円、平等割が3万2千円。後期高齢者支援分で、所得割が3パーセント、均等割が1万円、介護納付金分で、所得割が2.7パーセント、均等割が1万2千円となっております。

3、北海道国民健康保険運営方針について。

令和2年12月に、北海道国民健康保険運営方針が改定され、令和6年度の保険料水準の統一や令和12年度に向けた統一保険料に向けた考え方が示されております。

北海道が目指す姿と各市町村の取り組みフローですが、現在は、道内市町村ごとに保険料の算定が異なっていますが、令和6年度までに保険料水準の統一、これについては市町村が取り組まなければならない課題としまして、①の標準保険料率の賦課割合に変更。②として当町は既に廃止しておりますが、資産割を廃止し、4方式から3方式。③として事務の標準化となっております。事業費納付金の算定においては、市町村間の医療費水準の差を反映しないで、市町村で公平に配分することを目指しております。

そして、令和12年度に全道市町村が統一保険料を実現し、標準保険料率の一本化を果たし、道内のどこに住んでいても同じ保険料負担になることを目指しています。

3ページをお願いいたします。

4、保険料率改正に必要な基礎データについてです。

北海道保険福祉部より提供があった資料に基づいた表となっております。

（1）基本情報ですが、平成29年度から令和3年度の見込となっております。世帯数、被保険者数とも年々減少しておりますが、給付総額については年度により増減があり、5カ年では令和元年度の5億8,160万4千円が最も多くなっております。また、令和3年度の給付総額と1人あたりの給付費が令和2年度より総額で1億5千万円、1人あたりの給付費で10万7千円程下がる見込みとなっておりますが、北海道へ確認したところ、コロナの影響による受診控えの影響を考慮しているとのことであり、実際の所は不

確定要素がございます。

(2) 保険料収納情報ですが、調定額、収入額については年度により増減はありますが、徴収率は概ね96パーセントとなっており、令和2年度の収納率は95.77パーセントと記載しておりますが、実際には令和2年度も96パーセント台となる見込みです。令和3年度分は当初予算での積算数値の93パーセントを記載しております。次の四角枠ですが、道の資料では全道市町村の1人当たりの医療費と所得分布では、当町は所得が低く、医療費が高い市町村に分類されております。

(3) 基礎データに基づく検証。

北海道が示している基礎データに基づく、当町の令和3年度の納付金の状況は次の表のとおりとなっております。受益者による賦課総額が道への納付額を上回っている状況にあります。

4ページをお願いいたします。

5、保険料水準の統一に向けた町の検討事項等についてです。

令和6年の保険料水準の統一に向けて、当面、町が検討すべき事項は、運営方針に基づき次のような課題の解消が必要と考えております。

(1) 保険料水準の統一について。

納付金算定が賦課三方式(所得割、均等割、平等割)で全道での納付金配分を統一することとしていますが、当町においては既に、医療分については賦課三方式となっております。しかし、後期高齢者支援金分及び介護納付金分については、二方式となっておりますので改正が必要となります。

(2) 保険料率の統一について。

保険料水準を統一し、安定的な国保運営のための取り組みが市町村間で平準化し、全市町村の標準保険料率を同一化させることをもって保険料率の統一とするとしております。

(3) 統一保険料率に向けた方向性について。

北海道では、最終的な目指すべき姿として、令和12年度までに統一保険料率を目指すとしており、町においても今後これらを念頭に様々な課題の検討が必要であり、国民健康保険事業基金の活用を含めて、急激な受益者負担の増加とならないような方策の検討が必要となります。

なお、現状における統一に向けて行うべき事項は、次の表のようになっております。

1点目として、保険料水準で令和5年度までに必要な取り組みを行い、令和6年度から実施します。

2点目として、賦課方式を統一保険料率における賦課方式は、所得割、均等割、平等割の三方式に統一します。

3点目として、負担能力に応じて、公平に保険税を負担する観点から、限度額を法定額に統一します。当町につきましては、既に法定額としております。

4点目として、収納率の差を縮小します。収納率の差は、被保険者間の保険料負担の差に繋がることから、収納率の底上げを行い、差を縮小することが必要となります。

5点目として、法定外繰入の解消です。納付金制度においては、市町村の法定外繰入れの有無により、被保険者間の負担額に不均衡が生ずることから、法定外繰入を解消することが必要としております。

6、保険料率算定における賦課割合、応能・応益割合の変更についてです。

被保険者間の負担の公平化を進めるにあたり、統一保険料率となった際に生じる被保険者負担の激変緩和をするためには、今後、市町村が、道が示す市町村標準保険料率算定の基礎となった賦課割合に段階的に合わせていくこととなります。

5ページをお願いいたします。

令和6年度で、北海道の激変緩和措置終了となる影響から、納付金負担が増となり、保険料の増額が想定されております。また、令和3年度国保事業費納付金をベースとした標準保険料算定、仮算定ですが、保険税率との現行の比較を別紙1に記載しておりますので、6ページの方をお願いいたします。

国民健康保険税の賦課割合の対比です。

北海道が試算した、令和3年度国保事業費納付金をベースとした標準保険料算定、仮算定ですが、保険税率は、所得割が12.55パーセント、均等割が4万3,377円、平等割が4万3,402円となっております。率については、医療給付分と後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計となっておりますが、令和3年度がまだ賦課割合が決定しておりませんので、令和2年度と比較しております。

右側(A)との差の欄で、賦課割合が所得割でマイナス6、均等割でプラス8、平等割でマイナス2と

なっており、保険税率は所得割でマイナス4.15パーセント、均等割で1,377円、平等割で1万1,402円の差となっております。これは北海道が現時点での試算でありますので、率についても今後変動してまいります。今後は、道が示す標準保険料率の賦課割合に段階的に近づけながら令和12年度の統一に向けて行くこととなります。

5ページにお戻りください。

7、標準保険料率統一に向けた今後のスケジュールです。

令和3年度及び4年度においては、国保連合会と連携し、現行税率との比較、将来の給付金シュミレーションをするなど、統一保険料に向けた分析等を実施します。令和5年度では、分析の結果を踏まえ、令和6年度の税率改正の内容を被保険者運営協議会、議会に対しまして説明をいたします。

令和6年度から11年度は、新税率での賦課を開始し、現行税率との大幅な乖離がある場合は、基金を活用するなどの緩和措置を実施します。税率については賦課割合の状況を見ながら、毎年もしくは隔年で税率改正をする予定です。

令和12年度からは、市町村統一保険料による賦課を開始します。道が示す保険料率で毎年度税率改正をすることとなります。別紙2として令和12年度までのロードマップを作成しましたので、7ページをお願いいたします。

現段階での統一保険料率へのロードマップとなります。これまで説明した内容を時系列に示したものであります。町においては、令和3年度から令和5年度において国保連とのシュミレーションをしながら、令和6年度から賦課方式の統一をし、令和12年度の統一保険料の実施に向け、それぞれの年度において北海道がすること、町が検討するべき事を記載しております。シュミレーションの状況によりまして、作業が前倒しとなるなど、今後の分析により内容も変更することが想定されます。

5ページにお戻りください。

8、統一後の基金の取り扱いです。

基金については、前段の資料にありますように、基金残高は令和2年度末現在で1億3,549万5千円となっております。今後、統一保険料に向けた作業が必要であり、被保険者へ急激な負担増を抑えるための調整的な役割を担うこととなります。

道から示される標準的な保険料率に応じて、適宜、激変緩和による段階的な支消をしてまいります。

令和12年度以降は、原則、基金の支消ができないこととされておりますが、納付金の額と保険税の確保額に乖離が生じた場合に、基金より取崩して納付するなど、緊急的な措置に対応できる可能性も残されているとのことであり、今後、北海道から方針が示される見込みとなっております。

今後の国保税におきましては、北海道や国保連と協議しながら分析検討を重ね、統一保険料に向け作業してまいります。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（佐藤孝男）

内容の説明が終わりましたので、質疑を行ないます。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。

説明員との意見交換は、後ほど別に時間を設けておりますので、どうぞご協力のほどお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

福島町では、現在保険料の金額って所得に対して、やっぱり何パーセントをとというような感じで、よろしいんでしょうかね。言ってる意味わかりませんか。国民保険料の計算って、所得に対して何パーセントなんですよ。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

資料の2ページにございますが、上段に医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ってそれぞれあり

まして、所得によって11パーセント、3パーセント、2.7パーセントという風にまず所得によって保険税を賦課しております。その他に均等割と平等割、以上の方式で計算しております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに、質疑ありませんか。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

何ページってことは無いんですけど、ちょっとお聞きしたいんですけども、今、当町で国保に加入してる世帯はここに書いてる数字がそうなんでしょうか。だいたい。これ北海道の福祉課が製作したものって書いてるんですけども、現数として加入世帯は何世帯ぐらいあって、その世帯の平均年齢ってのはお分かりでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

澤田福祉係長。

○福祉課係長（澤田元気）

1ページに記載されている被保者数ですけども、こちらの方は1年間の平均の数字となっております。それが年報として報告される数値であります。すみません、直近の数字については下にちょっと資料を置いてきてしまいましたので、後ほど回答したいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

付け加えて、先ほど平均年齢も聞いたんですけどもそれも後で後ほど。ついでにその平均年齢なんですけども、60歳から74歳ぐらいまでの方は、そのなかで何人ぐらい居るのか、それもできれば教えていただきたいなと思います。この世帯の中でですね、世帯所得、例えば年収が、世帯所得がゼロの方から100万円未満の方って何人位いらっしゃるのか、その実数もそれがほしい何パーセント位なのか、お分かりになったら教えていただきたいなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

すみません。いま手元の資料でちょっと、ゼロから100万円位の所得の方とか世帯とか、ちょっと捉えておりませんので後ほど説明したいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

関連してですが、国民年金者はどのくらいの保険料になるのでしょうか。65歳以上の国民年金者はどのくらいの保険料になるのでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

制度そのものをちょっと理解していただくのに、あれなのかなと思って、私の方で答えさせていただきます。今、来てる担当の方は給付の方を主に担当してますので、集める方は税務課の方でやられてますので、ただ先ほど言いました2ページの資料をちょっと見ていただければ分かるんですけど、所得のまあ65歳以上で年金、年金ですよ？年金であればほとんど課税対象になりませんので、所得割は掛からないのかな。ただ、均等割というのは加入してる人1人に対して例えば4万2千円という形掛かりますので、人数掛ける4万2千円掛けていただいて。そして平等割については、これは等しく1世帯当たりかかる金でありますので、例えば1世帯に5人が住んでいれば4万2千円掛ける5人プラス3万2千円と。たぶん所得は働いている方が年金だけであればね、かからないんじゃない。その他に色んな軽減税率とかもありますので、正確ではないなと思いますけども概ねガクッとイメージとしてはそういう形でかかるということと理解していただきたい。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

藤山委員。

○委員（藤山大）

統一保険料に向けてということなのですが、当町において受益者ですね、受益者。その増加というのは、急激な増加を伴うってわけじゃないですが、当町において、いきなり金額が上がるというそれは分かっている範囲ってどれぐらい今わかっている例えばですけども、今まで4万払ってる方がいきなり急激な増加、上がる人何人位対象になるのか、その辺はわかりますか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

まず所得の分析として、令和3年度でそのあたりのどのぐらい増加になるのかっていうのを今、国保連合会とデータを使いながら令和3年度で今やっていますので、この場ではどの所得がどれぐらい上がって、4万円がいくらになるのかっていう試算はしておりません。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

もう1点ちょっと。1ページの方にそれぞれ北海道、市町村、それから国保連合会、三者のそれぞれの役目というのがこう書いているわけなんですけども、一体的にこの北海道はまあ財政運営の責任主体として中心的な役割を担っていく。まあ我々福島町てか各自町村は、結局徴収とそのデータを北海道の方に示していくと。この徴収の在り方ってものについてですね、従前と同じような考えっていうかその手法でやっていくのか、つまり今、先ほど聞いたその年収とかですね、そのそれから所得の動向等をかなり詳細に道の方に示して毎年いかなきゃなんないものだと思うんです基本的には。まわりくどく喋ってますけども、お金の無い人は、どう救済するのかというところまで、町として町民をどこまで守って行けるのかなっていうのが、まあまあその意見交換になってしまうかもしれないけどね、対応策みたいなものも考えているのかどうなのか、それは基金として纏めて出すんでしょうけどもね、ちょっとそこら辺流れ的なものを教えていただければ。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

概念的な質問になりますので、私の方からちょっと事務的なものより考え方というか、先ほど国保の考え方として課長の方から説明しましたが、福島町の現状としては、全道の中で部類としてはですね、所得水準が低いという形で位置付けられてて、医療費は高いという関係になります。それでですね、所得が低いということになりますと、本来、所得割合っていうのは高く水準を設定しないと税金が集まらないわけですね。ただ、あまりですね従来から我々の仕事としては、なるべく先ほど言いました平等割なり均等割を高くしますと、国保に入ってる方々っていうのはほとんど事業者並びに高齢者の方が多いんで、所得の無い方も結構いらっしやいますんで、そういった事でその所については比較的抑えてきたという経緯があるんですね。まあ平たくあまり多く取らないで、多少ちょっと所得を持った人達から負担をお願いするという形になってますんで、そういった位置付けのなかで、これから5ページの所に書かれてますけども、それを全道平均の標準にどう合わせていくかということが問題だと思うんですね。そうしますと、若干これを見ますと所得については少し下げる形、今の税率より下がる形になりますので、そうするとある程度所得のある方々にとっては少し負担が少なくなるのかなというイメージをちょっと持ってもらえばいいかなと。ただ、均等割平等割のどこを見ていただければ分かりますけども、比率は上がるんですけども、税率としてはちょっと高くしなければ、北海道に納める金が自分達で集めれる金から比べたら少ないという形になりますので、若干ちょっと高齢者なり所得の無い方々にとっては、改正することによって負担が増えていくという形になりますので、できればそのところについては基金を活用しながら急激に上がらない形、今言いましたとおり16年ですから、6年で平均的なものとしましょ。ただ税金は16年で統一で、10年間の間にそれを調整していく形になりますので、なるべくそのところを一気に税率上げ

れば納める金と集まる金はイコールになりますけども、それではちょっとやっぱり高齢者の方々とか一人暮らしの方々の負担がちょっと大きいだらうという事になりますので、そこは匙加減といいますかバランス調整なると思うんで、そここのところにですね出来れば今1億ちょっとある基金を活用しながら、少し段階的にこう上げて行くという形が理想ではないのかなという風に思ってます。それでも、最終的にはゴール地点は見えてますので、上がることにはなるんですけども、一気にこう負担を感じないような形の税率改正が我々に求められてる作業ではないのかなという風に思っています。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

まず資料でですね、うちの保険税の所得割が11.0ですよ。この6ページの割合ごとの対比表の部分で、令和2年度の保険税率が16.70パーセントというのは、これはどういう内容になるんでしょう。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

6ページの部分ですけども、下の※印に書いてございますとおり、医療分と後期と介護の合計のリストになってございますので、2の表、2ページの表の上段を足すと、この表のリストになります。以上です。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

とすると、今後の部分というのはこれ全部、後期高齢者介護含めた比率で今度是对応していくってことで、道の方の数字ってのはこの12.55っていうのは、それらを含めた数値ということの解釈でいいんですか。インターネットの資料で見ると道の方もだいたい10.9でしたかね、平成30年か何かの資料見るとそうですから、だから11でいいんだらうなという風に、捉え方として今後はその国保で、この当然、後期高齢者や介護と含めた数値で捉えて行くという事の方でいいんですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

今後の取り扱いにつきましても、医療員の介護は後期は後期、介護は介護、ということでそれぞれの率で算定してまいります。それをちょっと12.55の内訳も書いてなかったんですが、今の道で示してる率でいきますと医療で8.13、後期で2.56、介護で1.86、合わせて12.55ということで、保険料の計算方式については、従来と同じとなっております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

今後の部分の対応で、特に差大きいとこの激変緩和といいますか、その部分については令和6年度まで対応するという事に順次対応してるわけですよ。福島町は連合が始まって激変緩和の対応というのはされたことはあるんでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

道で激変緩和をされた後に、こちらの方に大きな請求とか来るものですから、特に今の基金を使いながら何かをやったとか、町独自で激変緩和策をやったというのはございません。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ということは福島町の現況は、道の連合の対応の部分では激変緩和の対象になってこなかった、こない、無いということでもいいんですね。

○委員長（佐藤孝男）

澤田福祉係長。

○福祉課係長（澤田元気）

議長のおっしゃる通りですね、うちの福島町については激変緩和の対象とはなっておりませんので、納付金の積算の中にもその数字が入っておりません。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

それと確認ですけど、激変緩和の対応ということは相対の状況がその対応になるんで、加入者個々がその何て言いますか、所得が激変したとか、ていうことで対象云々ということではないですよ。相対的なそれぞれの構成町の保険会計の部分の中での状況で、それを判断をするということではないですよ。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

議長のおっしゃる通りであります。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

もう1つ。今、保険税の徴収率がだいたい良くて96パーセントということですよ。全道の状況を見ると99パーセントとか、全道の場合については99パーセントについては数字は3年間の平均という事なんですけども、99パーセントという数値を固定化していくというのは書き方を資料ではしてるんですけどね、その90、まあ3年間の平均の道の方は納付を含めて算定するんですが、それをクリアしない部分ですよ、についてのペナルティ等は有るのでしょうか。特にその連合の会計の形ですから、大変そういうこれが収納率ってのが問題になってくるという風に思うんですよ。努力100パーセント目指すことで当然そのそういう方向にしなければいけないんですけども、現況としては言ったように90良くて96、いくらぐらいがですし、悪い時はもっと下がってますよね。92、3パーセントのところが確かあったという風に思うんですが、そういった場合には、その分は例えば翌年とか何かで対応するとかしないんですよ、ギャップが出てくるわけですよ。ただ、うちの場合は基金で繰越した分と言いますか、それをこの何年かで1億くらい積んでるんですけども、見ると収納率は100ではないわけですよ。ですから、そういった部分のペナルティの対応とか含めて、その部分の連合としての補填と言いますかね、それはどういう形なのか、なかなか納付の計算も複雑で明解にその辺が理解できないんですけども、分かる範囲で教えてください。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

全般的な税の考え方というか、置かれてる町の状況も含めて、若干ちょっと私の方から説明して、事務的なことについては担当の係長の方からお話をさせていただきます。従来から私説明してますけど、福島町の税の在り方自体が生業を漁業中心とした町でありますので、どうしてもですね全道平均から比べると、全道平均でいきますとやっぱり農業を中心とした町が多くあります。そうすると、農協さんを抱えてるところはノウカン、ノウカンってかクミカンですね。農協さんが徴収を担っていく、早い話し口座振替ですよ。それで比率が高くなって。どうしてもその組合は経営的に厳しい組合がありまして、自分のまずは貸してる分を取って、税金は後回しという形がよくありますので、そういったなかですって、うちは比較的議長おっしゃる通りちょっと率が低いような状況があります。

そこで、広域化するときが一番問題になったのがやっぱり所管の水準の違い、そして徴収率の違い、要するにそこに不公平感を今まで一生懸命やっていたところがですね、広域化されることによって不利益を生じるのではないかということが一番問題で、当初は少し段階でペナルティ的な要素をつきながらですね、徴収率を上げていただくという考えを、私は、はしりのころ聞いたような気がします。ただいまあんまりそのところは、それはあまり厳しくしますと、なかなか今度、連合自体の協調性が取れなくなりますの

で、今その現状については担当係長の方からその後それをそのまま走っているのかですね、ペナルティが今後、平準化していくにあたって適用されるのか、ちょっとその辺は事務的なことで説明させていただきます。

○委員長（佐藤孝男）

澤田福祉係長。

○福祉課係長（澤田元気）

今話がありましたペナルティについてですけれども、現状では既にもうございません。議長のおっしゃる通り収納率が全道でかなり差がある状況にあります。北海道の方でも統一化に向けて1つの大きな課題として今ワーキングチームを編成して議論をしております。構成員については北海道、それと国保連、それと道内にいくつかの市町村から代表の方出ていただいて議論をしております。そのなかでもやはり小さい町であれば、やはり地域事情によって、なかなか差し押さえ等も出来ないということも、委員の方からは話題としても出てますし、ただその中でも北海道としては一定程度やはり収納率を確保したい、平均的どの自治体でも一定程度確保したいということで、今現在は収納対策の事務マニュアル的なものを作成して、それに基づいて各町で差し押さえ等を進めていただきたいということでの方向性ってのを議論はしております。ただ、やはり各地域事情ございますので、その中でも様々議論されてですね、まだ正式に案が提示されるような状況にはございませんので、それが正式に提示されましたら、うちの方でも税の担当を通じてそれに基づいて徴収行為をする形にはなると思います。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

4ページの方向性の関係ですよね。この部分の⑤の法定外繰入の解消ということで、これはまあ解消していくべきだということなんですが、今、次のページで今度、基金の関係の部分の対応で若干そのうちは激変緩和ということではないんだという風にこう思うんですけども、結果的に、このギャップがあった場合にはその基金で対応するということなんですが、この基金の対応というのはここの分にあたらぬということではないんですか。どういう例があるのか、ちょっと教えて。基金がこれに該当しないと、基金の対応はいいんですよということ、例えばその基金の対応で、統一した部分の中の若干をその激変緩和と、道の激変緩和でないですけど、福島町にとっての緩和措置みたいなことで基金を取り崩して対応するとかというのは可能だってことではないんですか。

○委員長（佐藤孝男）

小鹿福祉課長。

○福祉課長（小鹿浩二）

ここで言う法定外繰入れていう定義なんですけれども、毎年度国保会計の収支決算におきまして、単純に収支の不足に伴う補填的なもの、あと保健者の政策によってそれが激変緩和になるのか知りませんが、政策によって繰入れするもの、あとは過年度の赤字の補填というものに該当するものが、ここで言う法定外繰入れの解消ということで、連合と道の方では規定されております。まだ12年度まで時間はあるんですけど、それに伴って激変緩和分については、基金を繰入れてゴール地点に向かって、それを調整していくというのが、ここの部分には入らないかなと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ちょっと分かんないですが、ですからこの⑤の部分の考え方に、今、課長言ったような内容にですよ、基金の対応ができるんですか。激変緩和という話をしてはいますが、激変緩和という感覚でなくて、その前段の部分に基金の対応が可能なんですかという事を聞いてるんです。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

議長前段おっしゃったその法定外繰入れというのは、要するに法に基づいた一般会計からも繰出す分については認められますけれども、法定外って。要するにだから赤字補填みたいなもんですよね。そういった

ものは駄目ですよという言い方をしています。ただ今回の場合は、そういった運営上の問題ではなくて、とりあえず全道統一するための段階的な処置に対して基金は認められているという風に我々としては解釈していますので、そのなかで我々が何て言いますか、運営上赤字を出すわけじゃなくて、たまたま今、広域化の中で統一をしていかなきゃない段階として、保険者から求められるよりは、いま保険者から頂いた基金を使うことについては認められておりますので、その令和12年度までは基金を調整しながら段階的に町の判断のなかで、なるべく到達点を目指してくださいというのが道の考え方でありますので、そこについては当然認められています。ただそれ以降については、当然今言ったような形にはなりませんので、町の裁量行為でそういったことは基金を使うことはよろしくないですよという文言が入ってますんで、それ以降については基金を導入することは出来ないですけど、その12年まではそういったものは使っていないよという言葉がありますので、それは問題ないんじゃないかと思っています。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

委員外議員ありませんか質疑。

○委員長（佐藤孝男）

質疑が無いようですので、質疑を終わります。

次に、意見交換を行います。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

今の議長の話で、要するに基金があるという風なことから、それを取り崩すって部分は分かんないわけでもないですけども、結局、取り崩さなきゃならないような状況がこれを12年度以降統一する段階で起きることなんですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

先ほど来から説明させていただきますけども、現実今起きるかって言われると、まだそこまでは掴みきれてない。そういったシュミレーションをこれから北海道の方と打ち合わせをしながらですね、連携を図りながらやっていくと。ただ、先ほど6ページの税率のところ見ていただいても分かる通り差があるわけですね。その差の埋めるにはですね、当然、本来的には受益者である保険者から税金をいただくという形になりますので、今の段階では道に納める金に対して我々が集められる金が2千万円ぐらい試算上では今残ってるわけですね。これが多分段々合わせていくことによって詰まって行くんだと思っています。そして逆転する可能性もありますので、そのところのシュミレーションを作った段階で、どういった数字が出るか、それによって当然そのところはあまりにも保険者の方々の負担が我々が思ってるより多いと、なかなかやっぱりいくら国保使っている方々でも重たい負担するのは厳しい状況にありますので、当然また所得の状況によってですね負担感が増すところもありますので、そういったものところに出来れば我々としては今、基金を先にいただいたものがありますので、そういった中で活用しながらですね、なるべく町民のその負担を和らげる手法を取って行きたいというのが今の考えであります。ただ、副議長言ってたとおり、じゃあ確定したのかって言えば、まだそこまで行ってませんので、そういうシュミレーションをこの2年かけてやらせていただいて、どういった数字が出るか、その数字出たものについて方策を1、2、3とかいう形で作って、どれが一番良いのかという。出来れば基金を使わないでですね、そのまま取った方がいいわけですけど。ただ、基金自体も納税者からいただいたものの積立てでありますので、そのところについては我々としては、なるべく納税者に返していくというのが良いんじゃないのかな。これから広域化になりますと、ほんとにその医療費分の負担は無くなりますので、突出したですね、そういったなかである程度我々が税金をきちっと納めれば問題ないのかなあという風に思っていますので、そのところはまずはしっかりとしたシュミレーションを出していただいて、その中で議会と相談としながらですね検討して行く形になると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

3ページのところで、これはずっと言われてますけども、全道の市町村の一人当たりの医療費と所得分布では、当町は所得が低いということですけども、そして医療費が逆に今度は高いという段階で1億、令和2年度末で1億3,549万5千円という残高を作ってます。町民から徴収したものがそういう基金となって有るわけです。これが広域になったというところですね、広域になったら何かしら保険料が高くなったという風な状況があり得る可能性があるわけですよ。低くなったと、なるんだという風な状況には無いと思うんですが、その辺もお聞きしておきます。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

広域の議論をした時にまさにそこが一番問題になるわけですね。今までこう一生懸命ですね、医療費抑制をしてきて、どっちがいいかというのは議論の余地があるんですけども、福島の場合は渡島管内でも常にトップを争うような医療費水準であります。それで、私就任した時も「ガンなんかには負けない基本条例」を何を目的としたかという、要するに検診を受けていただくことによって出て行く医療費を抑えたいというのが思いでありましたので、そこがなかなか一生懸命やってるつもりですけども、まだ実現しないというのが現実であります。ただ、それをですねやはり医療費が高いというのは色んな条件もあるんだと思いますが、その小さい町であればなかなかしっかりした病院が設置できないとか、色んな条件が複合的にあるなかで、その自治体、個々の自治体に負担を負うよりはですね、広く幅を持たせたことによって、そういうのはカバーできるんだよってことで、広域連合が私は出来たんじゃないのかな。ただ、やはりその出来た時には、やはり良い所にいる町と、低い所うちみたいに所得が低くて医療費掛かるところに、じゃあどっちが損得勘定を色々やっぴり町村の考える訳ですね。今より納税者に負担が多いよであれば、何も広域化する必要なかったんじゃないのかなという議論は当然あるわけですね。例えばけどそこを全部個々の事情は抜きにして、広域で行きましょうと、要するに将来的に広域で行った方が全体で渡った方が、個々に渡るよりは良いだろうという議論で私は広域化が出来たんじゃないのかな。特にうちみたいに今医療費がトップ水準にあるところはですね、早晚、人口が減ってきますと医療費を負担する税金だけでも相当高い率を皆さんから納めていただかないとですね、国保の運営が出来ない状況になりますので、まあ我々としてはやっぱり小さい自治体にとっては、広域化するのはそれは望まれることではないのかなという風に私は理解をしてございますので、ただ今言ったように、じゃあどの程度ですね、うちとしてですね、皆さんが納得していただくような水準で納まるのかというのは、なかなか今、私色んな試算をしていますが、今の状況から行くとそんなに極端な負担にはならないんじゃないのかなと。先ほど言いました資料の中の差を私は例えば、さっき小鹿議員の話の中にも家族構成1人だったらいくら、5人だったらいくらというのが大体積算できますので、そういったなかで年間通してもそんなに負担にはならない数字が導き出せるのかなという風に思ってます。ただこれは、しっかりとやはりシュミレーションをしてみないと軽々には言えないことでもありますので、なるべく受益者の皆様に多くの負担が掛からないようなことの方策を知恵を出していければなあという風に思っておるところでございます。

○委員長（佐藤孝男）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

町長の言うのも分かるし、私もある程度分かってます。でも何か逃げ道作ってあるんですねこれ。4ページも5ページも。4ページの部分では令和12年度までに統一保険料率を目指す。国保の基金の活用を含めて急激な受益者負担の増加とならないよう方策を検討していくという風な部分では、けどこの言葉としては、もしそれが急激な受益者負担が出てきたら、この基金は使わなきゃないと。これは当然だと思いますが、その辺を気を付けながらこの12年度までに、ある程度の部分は出てくると思うし、今よりもまだ恐らく高くなる可能性はあるんでしょ。5ページにも下の方に、納付金の額が保険税の確保額に乖離が生じた場合、基金を取崩して納付するという風に書かれていますね。だからそれはもう何かあったら、この基金を出して行かなきゃいけないという風なことですよ。これで良いのかもわかんないけども、けど担当もしくは町としては、その国保の部分ではそれはもうなるべく出していかないと、基金を。という風なことを気を付けながら進めていかなきゃいけないんじゃないのかなと思いますけども、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

まあなるべく使わないに越したことはないでしょうけども、ただ先ほど言いましたとおり、資料の中の所にもあるとおり、所得で大体4.15パーセントの税率の差がありますよね。当然、平等割で1万1千円差があります。これは最終的にそこに持って行かなきゃこの広域連合を脱退するしかないわけですよ。ただやっぱりそのところを持って行くということは当然、税率を上げて行かなきゃならない。ただ、その上げ方を10年間徐々に1年毎上げていくのか、2年毎に上げるのかっていう話なんだと思います。当然そのところに道に納める金が不足、まあ要するに税金を本来集めなきゃならないものを、緩やかにするってことは不足するわけですから、そのところに当然、町の持出しが発生したときは受益者の負担でなくて、基金を使わせていただきたいということの言葉として書いておりますので。ただ、いつまでもその基金を垂れ流しのように使うかっていうそういう事ではなくて、なるべく私の単純な試算でいきますと、家族5人のところで大体1万2千円の負担感があるんですね。試算してみればね。所得は除いてですよ。平等割と均等割りだけで行くと大体1万2千円。それを例えば高齢者の人にとすると、来年すぐ1万2千円上げてくれとなると、ん〜とかって言う形になると思うんですね。それを例えば千円ずつ10年かけて上げて行くということになるんだと思う。その間、道に納める金が不足が生じなければ基金を別に使わなくてもいいんですけど、多分どこかで若干不足する時が来るんだという風に我々想定できるわけですね。その時点で少し基金を使わせていただきたいという不足分についてですね、今考えを持ってのわけでありまして、そのところはちょっと理解をしていただいて、我々もしっかり数字出た段階で、またご相談をしながらですね委員各位の知恵もいただきながら、なるべくその今、高齢化の率が上がって人口も減りますので、町民の方々にあまりの過度の負担に思われることのないような道を選んでいければなあという風に思ってます。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに、意見交換です。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほど副議長も言ってたんですけども、私はこの国保というのは結局社会保険とか、そういうものに入ってる人以外のもの、またその保険からリタイアされた方が入る保険であって、いわゆる国民の健康のセーフティーネットみたいなもので、全員が結局入れない人が全員入るということだと思っんですね。ではその特徴は何かというと、まず先ほども聞きたかったんですけども、確実に年齢は上がってるわけですよ。確実に所得も下がってるわけですよ。そういう方々を救済するっていう特徴のなかでの国民健康保険ということ考えた時にですね、やはり当町に、それが他の大きい市町村と違ってかなり厳しいものになってくると住んでる環境によって医療費も当然増額になってきている。で、高齢化になってきている、所得も少ない。当然やはり今のこの財政調整基金的なものは、上手に使っていかなきゃなんないと思う。理解を得ながら。ただ、その令和12年度までの間に、その使いながら理解していただきながら、その消化したとしましょう、その先のことをこれからやはりですね考えていかなきゃなんない。この貯金あるうちは使って、平等的に支払って各町村平等的に払っていったとしても、今度、町村が先ほど聞いたように例えば福島町が払えない人から徴収しなきゃなんないわけですよ。道は、そのノルマのように徴収率を上げなさい。町はそれを徴収していかなきゃなんないわけですよ。払える人がいればいいですけども、実態として例えば渡島滞納機構なんかのこの間のアレでもかなりの数字で今回徴収率上がっておりますよね。そういうなかで自分の財産を削って、極端の話ですよ、低所得者の人が自分の健康を守るために、健康が大事か自分の持つてる財産が大事か、これは命が大事なんでしょうけども、そこまでその加入者に対して町が求めて行けるものなのかということをもっと話した方がいいんじゃないのかなと思うんです。そうするとですね、例えばその徴収されてる人払って当たり前ですよ、他の人から見ると。でも払えない人、けど医療にかからなきゃなんない人、でもその人から財産を徴収額の分として、例えば貰わなきゃなんない、切なくても貰わなきゃなんないって時に、何かしらやはりこの町としての、その差し伸べる補助的なものつてが同時に検討していかなきゃなんないんじゃないのかなと思うんですけども、それが確立されないと12年度以降、町としてもやはり払っている人と払えない人の不平等感みたいなものが出てこないのかって気

するんですよね。そこら辺どうお考えですかね。原点として何の為の広域化かと。皆そういう人達を守ってくれるための国保のアレじゃないのかっていうのが、原点からきての考え方で私いま聞いているんですけども。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

あの一難しい質問でありますけど、先ほど言いましたとおり広域化のやっぱりメリットは我々も渡島西部広域事務組合やってますけども、やっぱり体が大きくなることによって補えるところが多くなるっていうのは当然であります。当然、町独自で国保運営していきますと、やはり体力と消耗するバランスが崩れていきますので、そういったところである程度、木は根が大きい方が倒れにくいわけでありますので、そういったメリットはあるんだと思います。ただ、何か国保会計と言いますと、あまり所得の無い方がばかり入ってるというイメージがあると思うんですけど、基本的にうちの国保を支えている方々は漁業者、今、養殖の方々がもう相当この方々は限度額を超える額で税金を納めていただいておりますので、必ずしもですね、すべからくその所得の無い人が多いということで、多いことは多いですけどもというばかりではなくてですね、そういった方々も入ってます。あの団体保険なり、我々みたいに共済に入れない方々で皆保険って国の方で今やってる制度が国保でありますので、こういったどちらかというところ商店の事業者だったり漁業者、農業者、色んな方々が入ってございますので、そういった所得のなかでですね、当然バランスを保ちながらですね、これまでこの制度が維持されてきたんではないのかなと思ってますので、確かに委員おっしゃる通り、色んなその人のとり所によってはですね、不公平感を感じることもあるだろうし、色んな形のなかでご意見もいただくことが多くありますので。ただやっぱり私としては、北海道として全市町村がそういった方向性で行くんだということを決めて今進んでおりますので、まあ福島だけがポツンと離れ小島になるわけにはいきませんので、そのなかで我々としてやれることの最善をつくしていくのが私はベストではないのかなあと思ってます。ただ、早晩ですね、基金が枯渇したからですね、例えば税金を町が高くしなきゃいけないということではないと思うんですけども。それは全道の今かかっている医療費、だから令和12年度に掛かるだろうという医療費に対して、じゃあどれだけ集めれるかということで税率決まってくるので、そういった中で当然、町としては今までより高い感覚になることもあるんだとは思いますが、そのところはまだまだどういう状況にですね、10年先に医療費体系がどうなるか、さらには所得体系がどうなるかによって相当差が出てくるんだと思ってますけども、今の段階としては現段階としては、そんなに先ほど言いましたとおり、標準的なものを我々と大きく乖離しているかというところ先ほど表の中にもありましたとおり、そうでもないという少し我々も安堵してるところではあるんですけども、ただそれに向かって行くのにですね、多少時間を要す為の基金活用でありますので、何もその将来的に税金が少なくなるんだということではなくて、当然少なくなればその分税率を上げていかなきゃ広域自体も運営できなくなりますので、そこはもう全道での判断になりますので、個々の町村の判断ではなくて、全道の水準のなかでどう医療費掛かる医療費に対して、どう納めていただくかという議論なんだと思ってます。それは当然、広域の議会なり、そういったなかで色々ご審議いただく形になるんだと思ってますので、そのところはちょっと、あまり遠い先を心配しますとなかなか議論できなくなりますので、我々としては今わかっている範囲の中で、きちっとデータをお示しして、その中で向こう5年間、向こう10年間をどうスケジュールを組んでいくかということの提案をさせていただきたいという風に思っておりますので、是非そういったことをご理解いただきたいなと思ってます。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

先ほどの私の質問のなかで、国保にかけてる人達は全部低所得者みたいな言い方に聞こえたとしたら、これは大変失礼な言い方だったのかなと思いますけど、決してそういうつもりはございませんで、その国保に入ってる方々の中で高齢者、それからその中でも段々所得が少なくなってくるっていう中の方々にスポットを当てて質問なわけで、国保に入ってる方すべて低所得者と言っていることでは無いことだけは確認しておきたいなあと思います。

ただ、その、分かります。町長の言うのは6年後その何年後でも、やはりうちの町としては町民を守

って行かないやなんないわけで、そのなかで例えば、その国保税ってかそういうものが払えない方々を最終的にはどういう風に守っていくかということなんだと思うんですね。これカッコ良く書いてます。どこでも北海道どこでも、どこの医療機関でも平等に受けられますよって。それは平等に受けるためには条件があって、きちっと払ってるもの払えばそれは見てもらう、それは当たり前の話です。でも一番やはりこの町に、町の役目としてはですね、その一番微妙な方々の健康維持っていうものに対して、どうフォローしていくかって、これは広域化になろうとなるまいと、これは町の義務だと思うんですね。ですからそれを同じ何年後かと同時に平行してそういう方達を守っていくとか、そういうやっぱり基本的な考え方もですね、私必要でないのかなって思うんです。これ絶対私出てくると思うんですよ。病院行きたくても行けないとか、お金払ってないからとか、病院から行けば常に請求金額で言われるとかみたいなのですね、ことが例えば起こったとした場合ですよ、町としてそういう方々をどう救済していくか、これも1つの広域化に向けてのサブ的なその補助システムっていうものがやっぱり必要になってくるんじゃないのかなと思うんですけども如何ですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

そここのところは、なかなかの永遠のテーマに近くなります。私も税を担当した時に、やはり保険税を払えないというか、色んな方々が居るんですね。払えるのに払わない方々が居たりですね、本当に払えない方々というそういった形があります。ただ、そういった時はやはり我々は受益を受ける方々の会計でありますので、そういった方々に迷惑をかけることについては、やはり毅然としてやらなきゃいけないかなとですね、当然、保険証更新の時に保険証をストップするとか、色んな措置をして徴収率を上げるということになりますので、ただそこが議員おっしゃる通り少し優しくない行政になるんだと思います。ただ、私は先ほどらい申しましたとおりですね、町としてはなるべく病院にかからない方法に対して、予算を突っ込んでいくことが、私は強いてはそういった方々を守ることになるんじゃないのかなあということ、これまでも色んな政策、検診を無料化したりですね、がん検診を地元の病院でもやれるようにしたりですね、色々手立てをしてきています。ただ、それでもまだまだ医療費というのはトップ水準でありますので、結果的には私はどうしても掛かったものについて負担するのは問題ないんでしょうけども、やはり掛かる前にですね、入口の方ですね、しっかり抑えることがですね、健診をしてですね、1人のがん患者を見つけることによってですね、将来的に掛かる医療費を抑えるということの方が私は健康の、町民の健康を守るために必要ではないのかなあという、この政策を打たせていただいております。ただ議員おっしゃる通り、どうしても納めたくても納めれない境遇と言いますか、そういう環境にある方々にどうするんだということは、なかなかこれは我々が今やれる制度のなかでは生活保護の受給をしていただくとかですね、そういう形にはなるんだと思いますけども、ただそこに町が給付金を払ったり色んな形で出来るのかとなると、なかなか今難しい状況ではないのかなあと思ってますので、そういったところを今我々と政策バランスの中で、どうやっていくかということは今日意見をいただいたなかで宿題的に私も感じてございますので、そここのところについてはまた今後また色んな機会を通じて、町民の皆さんの意見を聞きながら少し宿題的なものとして、今日いただきたいなという風に思っております。

○委員長（佐藤孝男）

暫時休憩いたします。

（休憩 12時03分）

（再開 12時55分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見交換を行います。

補足答弁、澤田係長。

○福祉課係長（澤田元気）

午前中に平沼委員の方からありました部分についてお答えします。

まずですね、この3月31日現在の被保者数ですけれども、全体で1,132人おります。そして、60歳から74歳につきましては757人おります。率で言いますと、66.8パーセントという形になります。また、所得ゼロから100万円以内の方ということでありましたけれども、国保の計算上、世帯で計算しますので所得ゼロの世帯というのが290世帯、所得1円から100万円の間にですね300世帯ということです。それと限度額を超えてという部分については全体で31世帯あるということで税務担当の方に確認しております。以上です。

○委員長（佐藤孝男）

意見交換を始めます。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

午前中の質疑の部分での収納率の関係ですよね。今後の現時点ではペナルティ無いと。今後の部分についてはまだ検討中ということなんですけども、私は基本的に100パーセントなれば、まあこれに越したことはないんですけども、間違いなくそのほとんど全ての構成町がですね、それは無理なんだという風にこう思うんですね。ですからそういった部分の平等性と言いますか、それからすると当然その何らかの対応と言いますか、それぞれのその構成町なかで対応してこなければ、その格差がまた不平等とかに繋がってくるんだという風にこう思います。ですから、福島町として、そこでそのどうするかということの部分で基金の絡みですよね。それも町長の答弁とこの、道の関係とこととで言うと、令和6年までの部分についてはその激変緩和を含めて、その対応いいんだと。その後の部分については、まだそれもまた不透明だということまで行くと、私はやはりそのある程度基金を残しておくべきだという風にこう思います。当然、その令和6年までの部分の段階的なその対応を含めて、先ほど町長の方では、いわゆる均等割りなり、平等割りの部分で若干千円と各年千円みたいな話をしていますけども、まあそれも1つのその考え方でしょうけども、できるだけ私は残しておくべきかなあという風に思います。ただ、基本的には今の道の方の考え方が、基金を持たないという想定の中かでやっているような気がするんで、そういった場合に残して、それがどうなるのかと、どう処理するのかっていうのもまたあまり残すとですね、そういうことになるんですけども、ただ不安材料の部分では残しながら対応するのが基本ではないかという風にこう思うんです。それであの激変緩和29年から4年間やって、それは対応になってないわけですよ。ですから私は令和6年までの部分の中かでは、その対応をですね、道の方からされるってことは今の状況では無いんだと。特にその大きな災害とかですね、何かこれは別ですけども、基本的に現状のような推移であればですね、私はそんなにこの考えなくても良いのかなという風に思うんです。ただ、現況の構成が、住民のですね、所得の格差はその部分のその状況を考えると、私はそれよりも、このいわゆる応能応益の考え方ですよね。基本的に現況はうちの場合は応能が53で、応益が47ということです。今、道の方で対応するとそれが逆転するわけですよ。ですから、そのやはり現況、福島の現況を考えると、国保と言いますかこの基本的な考え方で、応能応益50、50ということであるとですね、いわゆる応益の部分の格差と言いますか、現況からのその格差は大分その変わってくるんでないかと思うんですよね。その3パーセントの違いというものが、うちの場合はそれの方が現況に合うということと、それから基本は応能応益50、50が理想ってことで、ずーっと経過してるわけですから、例えば幅を持って対応すると。50、50、3あるいはその50、40、7の間の中で応能応益の調整をその各構成町に任せると。総体の数値はこれは今までうちと違って道の場合は、間違いなく毎年額がこれは治療費の関係ですね、そういう部分とあるいは収納税なり料の関係でですね変わってくるわけですから、その範囲の中で各構成町が対応するっていう提案をですね、私はやはり構成町の側からそういう声を出して行くべきでないかなと思う。それが福島の現状に合った状況じゃないかという風に思うんですが、まだ6年まであるわけですから、その部分でそういう声を、どうなるか分かんないと思うんですが、基本その応能応益50、50の考え方からすると、私は無理な話じゃないんだとこう思うんです。現実、予算としてはあるけども、結果としては相当その幅のブレというのは間違いなく今度は応能の方にね、出てくるわけですよ。応益の方は固定してくるわけですから、まあ勿論その人口減とか人口増で変わってくるんですけども、幅のブレというのは応能の部分で相当あるはずですから、そのぐらいの幅を持って対応するということは私は可能でないかと思ひますし、それが現実に近い構成町は、福島だけでなく結構私はあるんじゃないかと思うんですね。今、係長が構成住民の内容を話をしてくれましたけども、やっぱりその状況を見てもですね、その辺を考えていくべきだという風に

と思いますが、いかがですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

今、議長がおっしゃる応益応能、我々も従来から50、50というものに慣れ親しんだ立場の中では少し違和感があるのかなって気がします。ただ、今のこれは北海道とりもなおさず全国規模で法制度の中でやられてる方針の中にですね、道が示してるやつについても、従来の50、50については少し考え方を変えて、そういう方向で行くんだということの方針がもう示されておりますので、なかなかこれを覆すことは至難の業ではないのかなあと。北海道独自でやっているものであれば別でしょうけど、これ全国規模の中で広域化が今図られておりますので、その中でなかなか厳しいんではないのかなと。ただ、当然、北海道の中でも広域議会なり、色んな形の場面、町村会も通じてありますので、そういったものの我々としても情報収集をしながらですね、機会があれば、そういったことの見解提言はしたいと思っておりますけど、ただ現状の中では、そういった方向性が出されているものを、なかなか変更することは厳しいんではないのかな、ということについてはご理解いただきたいなと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ないようですので、以上で、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。

説明員の入替えを行います。

ご苦勞様でした。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時06分）

（再開 13時10分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についての調査に入りますが、予め調査の内容について、簡単に説明いたします。

種苗生産等施設整備事業については、本委員会において昨年6月と今年1月にそれぞれ施設統合の方向性と、統合施設の概要について調査をしており、その後、定例会3月第2回会議の行政報告において、基本構想策定業務の完了と、事業費の概要額について報告がありました。このような中で、今回、今日より策定された基本構想の概要と基本構想に基づく概要工事費の内容の内訳について、資料が提出されましたので、本日はその内容を調査するものでございます。

それでは、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についてを議題といたします。

説明員から資料の説明を求めます。

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

種苗生産等施設整備事業についてでございます。

資料1ページをよろしく申し上げます。

調査事件2 種苗生産等施設整備事業について。

1、種苗生産等施設整備基本構想について。

令和3年1月27日開催の経済福祉常任委員会において、施設の概要説明を報告しておりましたが、3月12日に「福島町種苗生産等施設整備基本構想策定業務」が完了しましたので、改めて、基本構想の概要を報告いたします。

なお、構想における現時点での事業総額は、6億5千万円となっておりますが、今後、基本設計及び実

施設設計を作成することにより、変更が生じますので、予めご理解をお願いいたします。

(1) 基本構想に基づく概算工事費について。

基本構想における概算工事費は、以下の表のようになっております。なお、表中の(1)から(4)の直接工事の中で(4)のプラント設備費が41.9パーセントを占めており、当工事における重要な役割を担っております。

2ページをお願いします。

(2) 基本構想におけるプラント設備の内訳について。

表の主な内容について説明いたします。

上段のポンプ等設備4,570万円は、取水ポンプや、ろ過装置などの機械室に設置する機器、また培養室に設置する紫外線滅菌装置などになります。

次に、コンブ水槽10台は新たに製作するものでございます。

次に、計装機器は取水ポンプ制御盤・ろ過機制御盤・冷却水制御盤等となります。

次に2、種苗生産等施設整備基本設計について。

町では、種苗生産等施設整備事業に係る基本設計の策定については、国庫補助金の対象外となることから経費の圧縮を図る目的で、補助金の対象となる実施設計と一体で令和4年度に計画していたところであります。しかし、先般、道との事前協議において、令和4年度から補助対象となる事業の実施にあたっては、令和3年度中に国への申請に計上する事業費は、ボーリング調査等を含めた基本設計のデータを基に、計画書を提出し認可を受ける必要である旨の指導を受けております。

このようなことから国の補助金確保に向けて、当初の総合計画の内容を一部変更し、令和3年度基本設計、令和4年度実施設計及び令和5年度事業実施の内容で、町総合計画後期実施計画を変更するものでもございます。

なお、建築設計、プラント設計及び地質調査等の基本設計に係る補正予算を定例会6月会議に追加補正することとしており、補正額は委託料950万円を見込んでおります。

3、国の補助制度及び財源確保について。

当該事業を進めるにあたっての補助制度は、国の水産業強化支援事業「浜の活力再生プラン」の活用を検討しております。

なお、補助金事業項目については、養殖施設整備の種苗生産施設を前提に、国及び北海道と協議を進めております。3ページをお願いします。

また、補助率は2分の1となっており、町負担分に関しては、過疎債の充当を予定しております。

事業費6億5千万円の財源内訳は、国庫補助金3億2千500万円、過疎債3億2千500万円となっており、事業実施にあたっては、事業費が大きいことから国庫補助枠の状況などにより2カ年事業にわたることも想定されております。

4、事業実施に向けたスケジュールについて。

令和6年度の供用開始に向け、国及び北海道と協議を進めてまいります。今後想定される事業実施に向けたスケジュールは、表に示しているとおりであり、施設建設に係る基本設計業務委託を7月に、国庫補助金の内示を令和4年4月に予定し、実施設計を令和4年度、施設整備工事を令和5年度に予定し、令和6年4月の供用開始を目指すものであります。

次に4ページは施設の立面・断面図。5ページには平面図を添付しておりますので、ご参照を願いたいと思います。

以上で、資料の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○委員長(佐藤孝男)

内容の説明が終わりましたので、質疑を行います。

冒頭申し上げましたように、質疑は、不明な点や疑問な点の質疑といたします。

説明員との意見交換は、後ほど時間を設けておりますので、どうぞ、ご協力のほどお願いいたします。それでは、質疑に入ります。

小鹿委員。

○委員（小鹿昭義）

これってまだはっきり決まったわけじゃないんですよね。決まってるんですか。だけど、国と道と、まだはっきりした返事が来てないってことですよ。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

道庁とは事業着手に向けて何度なく事業打合せはしております。それで、国に補助申請するにあたっての前段の事前相談、資料にも書いてありますとおり、事前相談を行っておりまして、道庁の方としてでも令和6年供用開始に向けて、町と一体となって仕事を進めているという状況になってます。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

基本構想のところ、上段って言いますか、1の下の方の部分で、今後、基本設計及び実施設計を作成することにより、変更が生じますのでって言いかけてますよね。変更が生じると。予めご理解を願いたい。この変更になるというのは、金額的なものなのか、それとも何かこう設計の段階で変わることが予想されるのか、まずその辺お聞きします。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

委員おっしゃる変更が生じるって部分につきましては、まず基本構想の段階なものですから、これから実際施設動いて行くにあたっての協議色々出てきます。そのなかでは基本構想からどのように基本設計して行くか、構造であったりとか、使う物とか、色んなものがここ基本設計で進めることによって金額の増減が生じます。金額については抑えていくって部分の方向を考えてますんで、これが金額上昇するって部分を見込んでるわけではなくて、いかにコストを抑えるかって部分も想定してることになります。

○委員長（佐藤孝男）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

それから3ページの上段の部分で、補助金の関係の所で、上記の内容で財源を見込んでおりますが、事業費が大きいことから国庫補助金枠の状況によって2カ年の事業にわたることも想定されると。いう風なことで、まだ今の段階ではそれは1年なのか2年なのか、まだ分からないということなんでしょうか。おそらく2年になるという風なことなのか、その辺。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

先ほど申しましたが、道庁とも事業着手に向けて色々協議しているんですが、基本的には町も道庁としても1年の事業で行いたいって部分は、強い思いなんですけど、国の予算もございますので、国の予算の上限で北海道枠がどれくらいくるのかによっても、もしかすると2カ年になるかもしれないという押さえの部分、ここをちょっと記載させていただいてます。基本的には1年でいきたいという思いは強く持っています。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

計画のまだ段階ですからアレですけども、この建物のちょっと図面について教えていただきたいんですけども。これ自体は室温っていうか、そういうものの管理はある程度考えていられるのか。それと水槽関係の方は何か動線の方、人の流れる動線は結構あるように見えるんですけども、反対にこの機器の管理のどこ、随分こう縮小あのギュッとこう縮めたような感じに見受けられますけども、作業場こういう動線範

囲内でいいのかなのか、どういう計画を持ってこれにしているのかをお聞きしたいなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

施設の管理につきましては、前回もお答えしておりますけれども、現在ウニ中間育成施設を漁組の方に管理委託をしております。基本的には同じような管理になるのかなという風に、まだ組合とは協議に。

あっ室温、すみません。室温の管理は特にしておりません。ただ、水槽部分ウニ関係の水槽部分については、日光が直接入るような構造になっております。それと機械室の動線の件ですけれども、ちょっと縮小の関係もあるんですけども、ろ過装置っていうフィルターのろ過装置とかが大きく図面で表示されてますので、実際はもう少しすっきりした配置になるのかと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

質疑です。なにか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

まず細かい部分で、2ページの2の上から8行目ですね。9行目ですか。

前行から計画書を提出し認可を受ける必要である。これ必要がある旨でないですか。「で」で使うのであれば受ける、まあまあ必要がある旨の指導を受けておりますということだと思えます。読みもこのまま「で」っていう風に読んで、指摘しておきます。

それで1ページの副議長の方からも出たんですけども、変更が生じますので予めご理解をお願いいたします。あの一最近、漁業関係の施設を造った段階においては、大半の設計変更含めて、ほとんどが当初の計画よりもどんどん増額していくっていう状況が続いているんですよ。まだそれぞれ要因があって、なるってのはわかるんですけども、なんかこう最初からこういう表示をされるとですね、「あつまたか」みたいな感じがするんですね。当然その国の方の予算含めて対応するということになると、何かこう上積みになるというのは、ほとんど町の一般財源から持ち出すみたいな形になりがちですから、課長も、さっきちょっと言いましたけども、これをその上限として、いかにその工夫するかということのその検討を、これはお願いをしておきたいという風に思います。それから、特にこの（1）の後半の部分でプラント設備費の部分ですよ、当工事における重要な役割を担っております。と、これはまあ種苗施設ですから当たり前のお話なんですけど、あえて強調して書いてるということは、この契約そのものって言いますか、それがこの特殊なプラントなわけですから、そこをその包含した形での何か設計の設計コンペとか、あるいは契約の方法を限定して対応するとか、特殊なものであるからという様な考え方がこの文面に含まれているということなんですか。確認をしておきます。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

議長おっしゃる通りで、基本的な箱物建設につきましては、一般的な建築の設計でよろしいかと思うんですけど、重要な部分って言われておりますプラント、要は取水だとか機器、種苗生産するに係る機器の部分については、やっぱり建築業者だけではなかなか部分もございまして、やっぱり水産施設を設計できる業者、そこにはお願いするって部分になろうかと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに質疑ありませんか。

溝部議長。

○委員（溝部幸基）

ずっと色んな設備工事が続いて過疎債の対応、大変厳しい状況なんですよね。先般の総務常任委員会で寄宿舎の関係含めて対応して、出来れば前倒しをしてですね、何とか早く全国募集をということの議論をした際に、教育長の方からも財政的に色んな事業が重なってきて、そこが非常に難しいんだというこの話をしてましたけども、そういった部分での過疎債の現況ですね、その辺についてどうなんです。それぞれ特にその今回の部分については、国の絡みもあって、簡単に前倒したり後ろに下げるとかっていう話はなかなか出来なくて、これ自体は当初はね、1年もうちょっと早くのものが色んな関係で遅れたとい

う事情もあるんですけども、全体的な過疎債の状況についてこの機会に、ちょっと担当居ないんで町長でいいですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

我々、過疎指定を受けて今、過疎法も改正されて、引き続き、また過疎債を利用させていただくことになります。議長もご承知のとおり、いま後期計画を4カ年やらせていただいております。そのなかで、今、色々な形で新しい事業、特に大型事業が今、執行方針の中でも言葉として表していただきましたけども、動きだす時期に来てます。今年は、高校のまず寄宿舎を来年度建てる形で設計をさせていただく。そして今まさに、このウニについてもその翌年あたりに建築と。あと大きいものは温泉施設が当然今年設計を組んでますので、そのこの当て込みをどうするかっていうことが、これからの議論になるのかなあと。計画上で行くと今年設計してますので、来年か再来年に、今だいぶ施設も傷んできてるという情報が入ってきてますので、そこについてはまた議会と相談しながら年次を定めて行きたい。そういった中でですね、今バランスを取りながらやっていこうかなと思ってます。ただ、この施設については国なり道の補助金がついてますので、なるべく早めに協議を進めてますので、まずは優先的な年度張り付けをしていきたいという風に考えてます。そして、その他に大型事業というのは定住促進住宅の関係が、今、結構事業費のなかに占めてます。これについては、ある程度まあ補助金でやる部分と単独でやる部分がありますので、裁量行為としては単独でやる部分について、バランスが悪ければ年度をずらしてローリングするという形を取って行きたいと思ってますし、我々としては基本的に記載の今の状況を鑑みますと、だいたい年間5億ぐらいの償還に対して5億を借りるとというのが私の基本ベースであります。ただ過疎債については、交付税措置がありますので、多少少し上積みをしていただく。ただ、我々が希望しても全体的な今度過疎の枠がありますので、その中で当然、許認可を持つてる北海道なり、国の方のバランスのなかで圧縮がかかる、本来90付くものも80で抑えられるとか、そういったことがあるんだと思いますけども、今の流れのなかでは、今ある程度大型事業を抱えながらでもですね、なんとか過疎債を維持できる形ではあるのかなという風に思ってます。ただ、これが全体事業費がですね、また膨らんできますとそのバランスがちょっと崩れますので、そこについてはやはり先ほど言いました町の単独の中で過疎債を当て込んでるものをですね、なるべく少し我慢してスライドをしていくという、それについてはローリングの中で色々調整してなるべくですね、あまり過度な起債を当て込む、また先ほど言いました過疎債があまり充当されないと過疎債の魅力がありませんので、なるべく我々として満額過疎債をつけていただいて、交付税措置をされるような対応をこれからバランスを考えながらやっていきたいという風に思っているところでもあります。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

（「なし」という声あり）

委員外委員の花田委員、何かありませんか、質疑。

○委員外委員（花田勇）

意見交換あるんで。

○委員長（佐藤孝男）

質疑を終わります。

次に、説明員との意見交換を行います。

委員外議員の花田議員。

○委員外議員（花田勇）

この施設の図面を見ると、一番心配なのは取水設備、どこにつくのかと。中の図面はいいけれども外側はどうするんですかということです。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

今、現構想の時点では、アワビの陸上養殖施設の取水は港内から引いております。その沖側の方に2、

3年くらい前に突堤が新しく整備されてると思いますけども、その内側の方に外との水のやり取りが出来る導水管が入ってます。その近くから取水をするという今は考えておりますけども、ただ今回、開発局の事業の方でアワビ陸上養殖施設の横の擁壁の内側の方に、簡易的なピットを掘ってもらってるんです。陸上養殖アワビ用の緊急用の水を取る、確保するために、そのピットから取水が可能であれば、そこも検討の材料になるところです。ですから、まだ決定はしてないんですけども2箇所くらい、これが基本設計に向けて検討していかなくちゃいけないと思っております。

○委員長（佐藤孝男）

花田委員外議員。

○委員外議員（花田勇）

てことは、はっきりとここからという、こういう風についていう、決まってないということですか。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

今だから港内から引くか、護岸の内側のピットから引くか、まあどちらかか、その2カ所のうちいずれかになると思います。

○委員長（佐藤孝男）

花田委員外議員。

○委員外議員（花田勇）

アワビ養殖で色々、水で、よーいドンで失敗してるんですから、よくよく考えて失敗のない様にやってもらいたいと思います。それからですね、昆布のこの種苗の施設が10基、11月になるとほとんど種糸は漁業者に配布されちゃいます。そのあと何カ月も空けておくんですか。何かに利用するんですか。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

昆布の採苗につきましては、現在の施設もそうなんですけれども、凄く病気等に弱いものでして、それと福島町の場合は昆布採苗1回しかやってません。他の物に供用・併用しますと、そこでばい菌とか色々な微生物の関係で病気が発生しやすくなる可能性があるんで、ここは昆布にしか使わないこととなっております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平野委員。

○委員（平野隆雄）

過疎債の話し出てますけども、あのーそういうことは無いんでないかなと、無いと思いますけども。例えば今のコロナ禍の問題で色々なワクチンはじめ、町民国民に国の金が入ってますよね。そういう風なことで、約もう1年半近く色々なコロナの関係で問題出てます。これからもまだ、落ち着くまではまだしばらくあるのかなという風に考えてますけども、そういう風なものがあった段階で、今まで通りの過疎債云々、国の補助金関係は順調に来ると思われませんか。どうでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

基本的に過疎債も含めて地方財政計画のなかで、国が制度設計してございますので、極端にそれが下がるということは無いと思います。当然、またそういった行為があれば地方六団体が総がかりでって言うていいかわかりませんが、当然そういったことの無い様なことのご意見なり提言はするんだという風に思ってます。ただ、その時々予算のなかで、やはり圧縮かかったり色々ありますけども、今の流れのなかではそういった地財計画の中に基づいてですね、しっかり位置付けされているものと我々認識してございますので、そういったことは無いという風に理解してます。

○委員長（佐藤孝男）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

今回この6億5千万円の事業、大きい事業ですよ。それだけであればいいんですけども、先ほどらい言われてます、例えば突発的な出てきた高校の寮の問題、それから温泉の新築の問題、それから若者定住のこともありますよね。そういう風なことが懸念されるのが順調に行けば良いんですけども、懸念されると思いますよ。そして今までの施設、宮歌含めて温泉の横の部分とかっていうのは、これは前の委員会なんかで町外の業者さんが来てくれればとかっていう話がちらっとありましたけども、こういうコロナ禍の段階ではなかなか無いでしょうね。と思いますけど、どうですか。

○委員長（佐藤孝男）

鳴海町長。

○町長（鳴海清春）

コロナ禍で何が起きるかということは分かりませんが、ただ我々としてはですね、なかなかこういった大型事業ってのは、これまでも何度か色々製氷冷蔵庫とか色々な事業をやってきたなかでも多分一番大きい事業になるのかなと思ってます。ただ、現状の施設をですね、統合するってのが今回の1つの目的でありまして、そこには効率化をしてですね、少し経費を節減したなかで、継続的に種苗の確保をしていきたいというのが目的であります。ただ現状の中でですね、今じゃあ困ってるかという生産には支障ないわけですね。ただやっぱり施設が古くなったら色々なことを考えると、これから大変だろうということですね、少し今回計画をさせていただきましたけども、ある程度そういった不足の事態が生じたことに対してはですね、臨機応変に年度をずらすとか、そういうことは国なり道とも協議してできることではないのかなあと考えてます。必ずしも、この年度にきちっと建てなければですね、この3つの施設だけで組合の生産の8割いま占めてますので、これを無くすことには我々は出来ませんので、そこのところは早晩これが出来なければですね、欠落するという状況ではございませんけども、我々としてはなるべく早くですね、今、組合の経営体自体も厳しいなかであって、町の財政のなかでもですね、なるべくこれを統合することによって多分運営費が節約される部分が私は有るんだと、掛かる分は掛かるように新しくなりますんで有るとは思いますけども、そういった意味でもですね、少し人的金額的な効率化は図れるんじゃないかなあと考えてます。そしてまた、施設を近代化することによって生産の増大にまた結び付く点もあるんじゃないのかなあと考えてますが、そういった中でしっかりとですね、先ほど言いました言葉の中に色々変更は想定されるってこと書かせていただきましたけども、まさに花田議員からありましたとおり、こういった施設を建てる時にプラントが大事だっていう意味合いを言いたかったのは、やはり水ものはかなり自然に左右されることがあるんで、そこのところは少し大きい金を掛けてもいいから、きちっとした設計なり施設を作りたいという思いで、書かせていただきました。また、あと少し事業費が変わったり色々するってのは、やはり設計した段階から建てる段階まで、やっぱ2、3年かかりますんで、そうするとやっぱり今の状況を見ますと、資材の方と人経費の方と色々考えますと、概算で組んだより大体役場の設計自体は上がっていくというのが早晩でありますので、そういった意味も込めて書かせていただきました。

また、後もう1つ。我々、補助事業をやりますと、思いとして全て補助対象で行きたいと思ってても、やっぱり基準は基準の中で、結構その単品持ちとかいうか、これは補助対象となりませんか、色々な形で備品も含めると、結構将来的には持出しってのが、以外と我々最初出した頃は町の財源はいっぱい、ゼロっていう書き方をここでもしてますけども、ただ通常考えると、そういうことはあり得ない訳でありますんで、そういった意味で最初からそういったことは想定されますよってことを、議員各位、十分承知だと思えますけど改めてそういった意味で、少し文言を使わせていただいておりますので、まずはその辺の状況をしっかりと見極めながらですね、我々としてはやって行きたい。そういう思いでございます。

○委員長（佐藤孝男）

平野委員。

○委員（平野隆雄）

スペイン風邪が日本に入りこんでから100年という風な報道されてます。100年振りのコロナの件が国内に入ったという風なことで、当時の犠牲者よりも、もう遥か超えてるみたいです。だからそういう風なことが色々な今までにないことが想定される部分ありますから、十分に上級官庁とね摺合せしながら、この大行事を進めていただきたいと思います。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに。

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

この事業に関しては、やはり最初の1ページの基本設計から実施設計に至るまでの間に、価格変動があつて当たり前の話だなとも思っております。ましてや、様々なウッドショックみたいな感じのものでもですね騒がれて、これから先どうなってくるのかというのは見えてこないんですけども、ただ如何にその現実に近づけたもので積算していくかというはあるんでしょうけども、是非どういう設計屋さんがどういう風になっていくかはわかりませんが、決めて行って欲しいなと思います。まあそれはそれとして、私は、この種苗生産施設で国のその今「浜の活力再生プラン」という名のもとにですね、あそこに造るわけなんですけども、造るとすればあそこに造るわけなんですけども、その前に陸上養殖施設があります。あわび養殖施設。つてことは、あそこら辺一群が町の漁業のもう本当に心臓部になってくる、このように思うんです。当然これだけのプロジェクトをやると、やはり視察とか見学者とか、やっぱり多くなってくると思うんですね。私もよく、議員研修でいう良くて言えば怒られるかもしれませんが、去年一昨年行ったとこですね、トラフグの養殖をやっているところを見に行つたんです。ホテルを改造して造つたトラフグの改造の施設なんですけど、歩くところもままならない、フグが跳ねると水撥ねてくる、これはそういう施設じゃないからアレなんですけども、見せる施設でないんです。本当の生産オンリーで、せっかくこういうウチの町に当てはめて、せっかくこの陸上アワビ養殖施設もそうですし、コレもそうですから、絶対お客さんをやっぱり呼び込む、呼び込んで理解してもらつていうためには、やはりこの施設の人の動線なり衛生管理なり、そういうものはきちつとやっぱりやるべきじゃないのかなと思うんです。それと同時に、この機械室もですね心臓部で見して良いとこと悪いところもあるかもしれませんが、どこに行つてもこの手の施設は足元がその引っ掛かりやすいというか、ボサツとしてると引っ掛かりやすいとか、そういう感じもあるんですね、やはり何を見せて何をつていう、建てる前から余計なお世話だつて言われればそれまでなんですけども、そういうものも視野に入れてですね、前の方の陸上養殖施設アワビの養殖施設と併せてですね、やっぱりこの生産をメインにした施設と、やっぱり見える化した施設つていうものもこの造る段階ではですね、検討なされた方が私はいいいんじゃないのかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

資料の5ページ、図面をお願いします。そこで平面図記載ありますけど、だいたい種苗育成施設コンブですが、そこでも2mちょい、横に行つてウニの方でも1m50と歩くスペースは十分プラス作業スペースも十分あるので、ここら辺については歩いて見て回る、視察された場合でも十分動線として確保できるのではないかなつて部分で認識しております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

ではそのスペースは確保できて、そういう考えも有りつていうことで良いんですか。

また、もう一回建物について聞きますけども、この機械室というのは常に人が、こう見せることができるような施設になるんでしょうか。それとも反対に、見せられない施設になるんでしょうか。

○委員長（佐藤孝男）

福原産業課長。

○産業課長（福原貴之）

見ていただいても大丈夫な施設であります。先ほど、うちの川合参事の方から言いましたとおり、丸で囲つて水槽ちょっと大きめな作りになってますが、そこもちょっと歩くスペースも十分確保できるでしょうし、機器見ていただいても全然構わないつて部分で認識しております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

この水槽を新たに製作するっていうことで、先ほど昆布、昆布の水槽ですよ。これは町内で、はっきり言って聞きますけども、この施設の中で、町内業者でどの程度この金額的に何パーセントぐらい町内の業者がですね、これに携わること出来るんでしょうか。それ積算してますか。積算というか考えておりますか。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

まずウニの水槽につきましては、既存の施設からの移設を考えております。それと、昆布の水槽につきましては、既存施設にも水槽あるんですけども、これはちょっとサイズが今回は大きい水槽を計画しておりますので、こちらは製作になると思います。全体的に町内業者・町外業者の比率までの計算はしていませんが、設置は別として、機械類は地元で作ってるところは無いと思いますので、地元でやれるものは極力地元で発注するように、施工も含めて考えております。

○委員長（佐藤孝男）

平沼委員。

○委員（平沼昌平）

しつこいようですが、もう一回施設の動線について教えていただきたいと。今2mっていう風に、もう2mに見えるんです。字が小さくてよく見えないんですけど正直言って。これ例えばですね、機械的なもので例えば水槽を移動するとか、その衛生上なにか洗浄する時に何か機械的なものを動かすって時は、人的な労力で例えば物を運ぶとかなんとかっていうことは、2mでことになると、ちょっとキツイんじゃないのかなと思うんですよ。例えばフォークリフト1台考えてみてください。それ自由に旋回できるのかって。人の流れだけじゃなくて、そういう機械的なものも対応できるのかっていうことを考えた時にですね、果たしてそういうことまで、まあプロの考えてる図面ですから素人の私が言うのもなんですけども、やはり作業的にですね、どうしても機械的なものも必要になってくるっていうことを考えた時にどうなんでしょう、これで良いんだろかなっていう感じがしてならないわけなんですけども。また、しつこく喋るようですが、じゃあこの排水というのはどうなっていくんだと。その排水によって動線もまた変わってくるんじゃないのかなという感じがするんですけども、この2m2mでやっていく、またウニの、こういう時 iPad とかあってあるといいですよ。この2m2mでやっていった時に果たしてそういう重機類とか当然電気か何かでやっていくんでしょうけども、そういうものの動線てのは考えてるんだろうか。それから、建物から例えばこの施設を出すっていう時は、どういう風にして、この入口だけで十分間に合うんだろうか。建物のメンテナンスを考えると入口が大きいければ、それだけその傷む率も高くなるわけですからアレですけども、果たしてそういうことも考えて出せるんだろうかっていう、まあプロに向かって余計なお世話を言うようなんですけども、どういうお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいなと思います。

○委員長（佐藤孝男）

川合産業課参事。

○産業課参事（川合力哉）

まずは、水槽間のスペースについてですけども、これは現状の組合の漁協の担当者とも十分話し合っで決めたスペースなんですけれども、重機を使って機械を使って、この中を移動するということは想定しておりません。台車がすれ違えるスペースを考えております。フォークリフトですと最低4mの回転半径が必要になると思いますので、それは想定してないスペースになってます。あと排水についてですけども、これは現地での測量をして勾配を見ながら擁壁海側の方の排水になると思うんですけども、この図面にはその排水経路は記載されていませんけれども、今後、基本設計をして用地の測量等をした結果、排水の計画を作って行きたいと思います。それと、水槽を動かしたりするのに大丈夫なのかというご質問ですけども、立面図の方見ていただければ、例えば東側の方にちょっと大きな入口がありますけれども、もし水槽の出し入れが必要な時には、そういうところを使って、まあ原始的ですけども人力でやるという様な方法しか。ただ、水槽は一旦置いてしまうと、そうそう動かす物でもないで、そういう風な形で大きな物はそういうシャッターの部分から出し入れしたいっていう風に考えております。

○委員長（佐藤孝男）

ほかに、ないですか。

（「なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

それでは、意見交換を終わります。

以上で、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についての質疑及び説明員との意見交換を終わります。説明員の方は退席をお願いいたします。

ご苦労様でした。

それでは、最初に、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についての本委員会の意見の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 13時57分）

（再開 13時59分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についての休憩中の論点・争点の整理を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についてに関する本委員会の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、調査事件1 国民健康保険事業の現状と今後の運営についてに関する本委員会の意見の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

次に、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についての本委員会の取りまとめを行います。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時00分）

（再開 14時04分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についての休憩中の論点・争点の整理を基に、問題点やその対応策などの討議や意見交換を終わりました。

それでは、論点・争点を読み上げます。

- 1、事業費の検討について。
- 2、取水施設の設計について。
- 3、視察が来ることを想定した施設の検討について。
- 4、地元業者への活用について。

この4つでよろしいでしょうか。

（「はい」という声あり）

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についてに関する本委員会の取りまとめ及びその調整については、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、調査事件2 種苗生産等施設整備事業についてに関する本委員会の取りまとめ及びその調整は、委員長に一任されました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時06分）

（再開 14時08分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（2）の意見書の採択についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時08分）

（再開 14時18分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

意見書を提出することに賛成の方は、起立を願います。

（起立者3名：花田議員、藤山議員、溝部議長）

○委員長（佐藤孝男）

全員起立ではありませんので、意見書は見送ります。

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、（3）の定例会6月会議後の休会中の所管事務調査についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時20分）

（再開 14時22分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

それでは、定例会6月会議後の休会中の所管事務調査は、3 福島町社会福祉協議会の財政健全化計画について、4 第5次福島町総合計画の変更について、その他所管に関する事項についてとし、令和3年度定例会6月会議に休会中の所管事務調査として申し出をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○委員長（佐藤孝男）

ご異議なしと認め、ただいまお諮りした内容で、令和3年度定例会6月会議に休会中の所管事務調査として申し出をすることに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

（休憩 14時23分）

（再開 14時25分）

○委員長（佐藤孝男）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、2（4）の報告事項についてを議題といたします。

暫時休憩いたします。

(休憩 14時25分)

(再開 14時29分)

○**委員長（佐藤孝男）**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、3 その他について何かありませんか。

（「なし」という声あり）

○**委員長（佐藤孝男）**

ないようですので、以上で、本日の案件の調査は全て終了いたしました。

これを持ちまして、経済福祉常任委員会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(閉会 14時29分)

福島町議会会議条例第157条の規定により署名する。

経済福祉常任委員会委員長 佐藤孝男